感染症対策と偏見・差別

ー疾病や障がいに基づく偏見差別ー

2021年4月17日　医療基本法シンポジウム

ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団　久保井　摂

コロナ禍で生じた差別

- 感染者の自宅への投石
- 感染が生じた医療施設職員への誹謗中傷
- 医療従事者やその家族への差別的態度
- 感染者の個人情報のばらまき
- 「自粛警察」

などなど…

「偏見・差別」とは

- **偏見**：かたよった見方、ゆがめられた考え方・知識にもとづき、客観的根拠がないのに、特定の個人・集団などに対して抱く非好意的な意見や判断、またそれにともなう感情
- **差別**：偏見や先入観などをもとに、特定の人々に対して不利益・不平等な扱いをすること。またその扱い。（大辞林）

「偏見・差別」がうまれる背景

- ある「範疇」に属する人々を、遠ざけ、排除されるべきものとする価値観
- こわい、きたない、気持ち悪い、けがれている、罪深い…などなどの感情
- 自分はそこには属していないことに安心を求める気持ち

「自己責任」という批難

大阪大学三浦麻子教授らの調査（２０２０年３月～４月）

- 日本、アメリカ、イギリス、イタリア、中国の５カ国、各400～500人の一般市民を対象に調査

①「新型コロナに感染した人がいたとしたら、それは本人のせいだと思う」

②「感染する人は、自業自得だと思う」

- 日本では、①を肯定する傾向がアメリカの３倍以上、②を肯定する傾向は１０倍以上、他の国に比しても飛び抜けて高い

ハンセン病問題

- 発症させる力のきわめて弱いらい菌による慢性感染症
- 1906年以降、強烈な伝染病としての大宣伝による強制隔離政策の推進
- 無らい県運動
- ９０年にわたり継続された隔離政策

疾病や障がいに基づく差別

ハンセン病の場合

- 恐ろしい病・業病・天刑病
- 家筋・遺伝

ＨＩＶの場合

- 男性同性愛者・薬物乱用者
- 容易にうつる・致死的

疾病や障がいに基づく差別

正しい知識があればなくなるのか？

ハンセン病の場合

- うつりにくい、弱い感染症、なおります

ＨＩＶの場合

- 日常生活ではまずうつりません
- ＨＩＶのみが原因で死ぬことはありません

疾病や障がいに基づく差別

- 人権の観点が必要！

  感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（「感染症法」1999）
- 我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

感染症法

- このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

感染症法

（国民の責務）

- 第四条　国民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、感染症の患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

されど、差別事象は生じた

- 医療は患者の人権を最優先にすべきものとの位置づけを、基本法により明確に行うことの必要性
- 「国策に奉仕する医療」から「国民の命を守る医療」へ（内田博文九大名誉教授：2009年患者の権利宣言25周年記念シンポ）

I-３　医療における基本的人権

v.すべて人は、病気または障がいを理由として差別されない

患者の権利法をつくる会医療基本法要綱案

II-６　国民の責務

i 国民は、医療の公共性を踏まえ、その適正な利用に努めるものとする。

ii 国民は、自らの健康状態を自覚し、健康の増進に努めるものとする。但し、病気や障がいを、その努力義務に違反した結果であると解釈してはならない。

ご静聴ありがとう
ございました。